

## 別紙I

### アクセシビリティ・ピアサポーター各区分の資格要件について

「九州大学アクセシビリティ・ピアサポーターに関する要項」第3条に定めるアクセシビリティ・ピアサポーター（以下「PS」という。）の資格のうち、各区分の資格要件は以下のとおりとする。

なお、各区分の要件を満たした場合、要件を満たした日の属する月の翌月の初日から資格を得たものとする。

#### 1. スタンダード・ピアサポーター（以下「SPS」という。）

以下に定めるアクセシビリティ関連授業科目のうち、PSとして活動する年度の年度末までに、2科目以上を履修、または履修予定の者

##### アクセシビリティ関連授業科目

###### (1) 基幹教育科目

- ①バリアフリー支援入門
- ②ユニバーサルデザイン研究
- ③アクセシビリティ入門
- ④アクセシビリティ支援入門
- ⑤アクセシビリティ基礎
- ⑥アクセシビリティマネジメント研究 ※高年次基幹教育科目

###### (2) 教育学部 専攻教育科目

- ①アクセシビリティ心理学講義Ⅰ
- ②アクセシビリティ心理学講義Ⅱ
- ③アクセシビリティ心理学演習
- ④アクセシビリティ実践演習

#### 2. アドバンスド・ピアサポーター（以下「APS」という。）

SPSの資格要件を満たした者で、以下の(1)～(7)に定めるいずれかの要件を満たし、かつ、アクセシビリティリーダー育成協議会認定資格Ⅰ級を有する者

##### (1) パソコンノートテイク

インクルージョン支援推進室（以下「IN室」という。）が主催するパソコンノートテイク講座を修了していること

##### (2) 映像教材への字幕挿入

IN室が主催する映像教材への字幕挿入講座を修了していること

- (3) 手話サポーター:①と②のいずれか、もしくは③と④の両方を満たすこと
- ①手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)に合格していること
  - ②手話通訳者全国統一試験に合格していること
  - ③IN室の主催する手話講座を修了していること
  - ④全国手話検定試験3級以上に合格していること
- (4) 車椅子ガイドヘルプ:①~③のいずれか、もしくは④と⑤の両方を満たすこと
- ①厚生労働省認定の移動介護従業者養成講座を修了していること
  - ②介護福祉士の資格を有していること
  - ③社会福祉士の資格を有していること
  - ④IN室の主催する車椅子ガイドヘルプ講座を修了していること
  - ⑤IN室で一定水準の技術があると認められること
- (5) 視覚障害者ガイドヘルプ:①~③のいずれか、もしくは④と⑤の両方を満たすこと
- ①厚生労働省認定の同行援護従業者養成研修を修了していること
  - ②介護福祉士の資格を有していること
  - ③社会福祉士の資格を有していること
  - ④IN室の主催する視覚障害者ガイドヘルプ講座を修了していること
  - ⑤IN室で一定水準の技術があると認められること
- (6) 発達障害や精神障害者への支援:①~⑦のいずれかを満たすこと
- ①臨床心理士の資格を有していること
  - ②公認心理師の資格を有していること
  - ③精神保健福祉士の資格を有していること
  - ④社会福祉士の資格を有していること
  - ⑤特別支援学校教諭免許状を有していること
  - ⑥特別支援教育士の資格を有していること
  - ⑦障害児者への学習支援等の実務経験(15時間以上)があること
- (7) その他の支援
- IN室でその支援に関する一定水準の技術があると認められること

3. エキスパート・ピアサポーター（以下「EPS」という。）

APSのうち、以下の要件を全て満たした者

- 1) PSの通算支援活動経験期間が、2年以上あること。
- 2) APSの資格要件に定める(1)～(7)の条件を次の領域に区分し、いずれか2領域以上の要件を満たしていること。  
(領域A:(1)(2)、領域B:(3)、領域C:(4)、領域D:(5)、領域E:(6)、領域F:(7))
- 3) スーパーバイズの対象となるPSの状況や状態に応じた適切で建設的な意見を示すことができる能力を有するとIN室が認めたこと。
- 4) PSの活動全体を捉え、その問題や方向性について、広い視野を持つことができる能力を有するとIN室が認めたこと。
- 5) スーパーバイザーとして、自らの視点を広げ、常に自己啓発する態度を身につけている能力を有するとIN室が認めたこと。